

令和8年7月 3 日
坂東地域農業改良普及センター

水稻 斑点米カメムシ類の適期防除を実施しましょう

茨城県病害虫防除所発表の「病害虫発生予報7月号」において、水田周辺の雑草地における斑点米カメムシ類のすくい取り調査の結果、当センターが属する**県西地区のすくい取り虫数が16.5頭（平年値5.5頭）となり、過去11年間に於いて最多**となりました。

一昨年、当地域では特に晩生品種や移植の遅い「にじのきらめき」等において著しい不稔被害が発生した事例がみられ、その要因としてイネカメムシによる吸汁加害等が考えられています。各水田の出穂期を確認し、確実な適期防除の実施をお願いいたします。

1 防除所調査結果：県西地区の発生量は平年を超過

病害虫防除所が6月下旬に実施したすくい取り調査結果は以下の通りです。県西地区における発生量は平年を大幅に上回っており、水田への飛来に注意が必要です。

地域	調査 地点数	本年値 (頭/10 回)	平年値 (頭/10 回)	過去 11 年の 順位
県西地区	2	16.5	5.5	第 1 位
全県平均	10	9.2	5.5	第 3 位

周辺水田と出穂期が異なる圃場はイネカメムシの集中加害に注意

近年発生が多くなっているイネカメムシ（写真1）に、登熟初期に激しく吸汁されると、籾が実らない不稔被害（写真2）が発生し、直接的な減収要因となります。

早生品種、晩生品種、または周囲より遅植えで周辺水田と出穂期が異なる圃場は、イネカメムシの集中加害を受けやすくなります。このような圃場では、出穂期の防除を特に意識して実施する必要があります。



写真1 イネカメムシ
体長 13mm



写真2 青立ち
出穂期～乳熟期
の集中加害
→不稔になり減収



病害虫発生予報
7月号
茨城県
病害虫防除所
令和8年6月26日



不稔米を発生させる
イネカメムシの
被害にご注意くだ
さい
農林水産省

2 被害軽減のための適期防除

①減収対策(不稔被害の軽減)＝防除時期：出穂期～穂揃期

イネカメムシ等による出穂直後の吸汁は減収に直結する不稔被害をもたらすため、周辺水田と出穂期が異なる圃場や、発生の多い地域では、この時期の防除を徹底してください。

②品質低下対策(斑点米被害の軽減)＝防除時期：乳熟期(出穂後10～15日頃)

乳熟期以降の吸汁は、玄米に黒い斑点が残る斑点米の要因となり、等級格下げを招くため、品質維持を目的とした防除を行います。

【畦畔等の雑草地管理】

水稻の出穂期近くに除草すると、雑草地から水田内へカメムシ類を追い込むことになるため、**出穂直前の畦畔等の草刈りは行わず、水稻の出穂2週間前までに終わらせてください。**

3 稲のカメムシ類に登録のある主な薬剤

(使用方法「散布」の登録内容を記載)

IRAC コード ¹⁾	薬剤名	希釈倍数	使用時期	本剤の 使用回数
1B	スミチオン乳剤	1,000倍	収穫21日前まで	2回以内
2B	キラップフロアブル	1,000～ 2,000倍	収穫14日前まで	2回以内
3A	トレボン乳剤	2,000倍	収穫14日前まで	3回以内
4C	エクシードフロアブル	2,000倍	収穫7日前まで	3回以内
4A	スタークル液剤10	1,000倍	収穫7日前まで	3回以内

IRAC コード ¹⁾	薬剤名	有効成分	同左毎の 総使用回数	【参考】「無人航空機」 での適用の有無 ²⁾
1B	スミチオン乳剤	MEP	3回以内 ³⁾	有
2B	キラップフロアブル	エチプロール	2回以内 ⁴⁾	有
3A	トレボン乳剤	エトフェンプロックス	3回以内	無
4C	エクシードフロアブル	スルホキサフロ	3回以内	有
4A	スタークル液剤10	ジノテフラン	4回以内 ⁵⁾	有

- 1) 殺虫剤抵抗性対策委員会 (IRAC) により、殺虫剤の有効成分を作用機構により分類し、コード化したもの。
- 2) 「無人航空機による散布」の場合、希釈倍数等が通常散布とは異なるので注意する。
- 3) 但し、種もみへの処理は1回以内、育苗箱散布は1回以内、本田では2回以内。
- 4) 但し、は種時(直播)又は移植時までの処理は1回以内。
- 5) 但し、育苗箱への処理及び側条施用は合計1回以内、本田での散布、空中散布、無人航空機散布は合計3回以内。

- ・参考資料の作成に当たっては、農薬使用基準の内容について細心の注意をはらっていますが、農薬を使用する方は、必ず、使用する前にはラベルを見て、対象作物、希釈倍数や使用量、使用時期、使用回数等を確認し、農薬の誤った使用を行わないようにしてください(令和8年6月24日登録確認)
- ・農薬散布時には風向、風速、散布位置やノズルの向き等に注意し、周辺作物に農薬が飛散(ドリフト)しないよう注意して行いましょう。特に、周辺作物が収穫期に近い場合は、栽培者と情報交換することが重要です。
- ・また、農薬の新しい安全性評価導入等にとともに、直ちに使用方法を変更するよう注意喚起される場合があります。その場合は、ラベルの使用方法ではなく、変更後の使用方法に従って使用してください。注意喚起の有無は、農薬の購入先や茨城県 病害虫防除所のホームページ等で確認してください。